

岡山県地球温暖化防止行動計画（概要版）

計画策定の考え方と方向性

計画策定の考え方

地球温暖化の進行は、生態系や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

実際に猛暑や集中豪雨など、地球温暖化と関係があると考えられる事象が増加しており、人々が協調して地球温暖化の進行を防ぐ体制を築き、具体的な行動につなげていくことが急務となる中、国際的には、2015（平成27）年に京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組み「パリ協定」が採択されました。

国内においても、同年11月には「気候変動の影響への適応計画」が、2016（平成28）年5月には「地球温暖化対策計画」が策定され、これらに基づき地球温暖化対策の推進が図られることになりました。

また、2011（平成23）年3月の東日本大震災を教訓に、様々な面でパラダイムシフトを図り、持続可能な社会を再構築していく必要があり、ライフスタイルやワークスタイルの省エネ化、エネルギー源の多様化・分散化などを積極的に進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、地域自らがその特徴を生かした地球温暖化防止行動計画に基づいて取組を実践する必要性が一層高まっているという認識のもと、この度の計画策定（改定）に当たっては、国内でも有数の工業地域を有する一方で、豊かな森林資源にも恵まれ、太陽光などの自然エネルギーが豊富であるといった本県の特徴を生かしながら、地球温暖化対策を経済成長にもつなげていく方針のもとで、引き続き県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、積極的に地球温暖化対策に取り組むことといたします。

また、より良い環境に恵まれた持続可能な社会を実現し、健全で恵み豊かな環境を安全・安心のもとで将来の世代へ継承することは、私たちに課せられた重大な責務であることから、将来の脱炭素社会を見据え、岡山県の地域特性を生かした全県での低炭素社会の構築を目指します。

4つの目指すべき方向性

全国的に進めていく施策のほか、地域自らがその特徴を生かした取組を実践していくため、以下の4つの方向性を県民・事業者と共有し、施策を展開していきます。

I 強みを活かした低炭素社会の構築	ものづくり産業の集積などの本県の強みを活かし、先進的な温室効果ガス削減技術を追求するとともに、県内企業における低炭素型製品の製造や利活用、大学等の研究成果の発信を推進します。 また、県北の豊かな森林資源のCO ₂ 吸収・固定機能を十分に発揮させるために、林業の振興による森林管理の充実を図り、全県での低炭素社会の構築を目指します。
II 経済成長と環境負荷低減の両立への挑戦	地域経済への波及効果や地域雇用の創出の観点も考慮した政策立案・推進を行うことにより、経済が成長しても環境負荷が低減するモデルの追求に挑戦します。
III 新エネルギーの普及・拡大	「おかやま新エネルギービジョン」において掲げられているように、県内の豊かな自然エネルギーのポテンシャルを最大限に発掘・活用し、県内各地での新エネルギーの普及・拡大を推進します。
IV 県民総参加による取組の推進	環境学習や各種普及啓発活動、地域活動の支援などを積極的に行い、県民、事業者、行政、各種団体が一体となって地球温暖化対策に取り組む社会を目指します。

計画策定の背景

地球温暖化の概況と影響

- ・日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃（1898～2016年）の割合で上昇しています。
- ・IPCCのRCPシナリオを基に将来の気候変動を予測した結果、現在と比べ、将来の年平均気温（全国平均）は、最も温暖化が進んだ場合で3.4～5.4℃上昇すると予測されています。
- ・岡山地方気象台における1891年から2016年までの平均気温は100年あたり約1.1℃上昇しており、県北部の津山特別地域気象観測所でも観測が開始された1943年から2016年までに約1.5℃上昇しています。
- ・2010年以降、本県における夏期の熱中症による救急搬送人員は1,000人を超える年が多くなっています。
- ・地球温暖化に伴い、生育不良や栽培適地の北上など農林漁業面での影響が懸念されており、本県でも、高温による米の品質低下や養殖ノリの芽落ち被害など、温暖化による影響と見られる現象が発生しています。

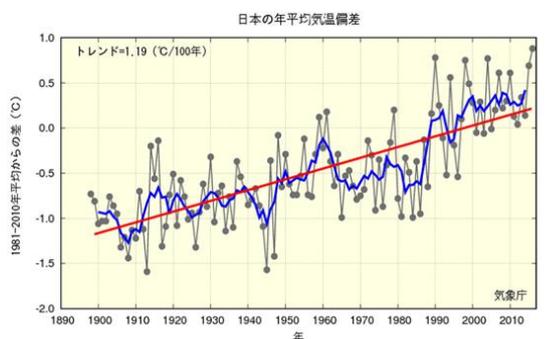


図 日本における年平均気温の経年変化

提供:岡山地方気象台

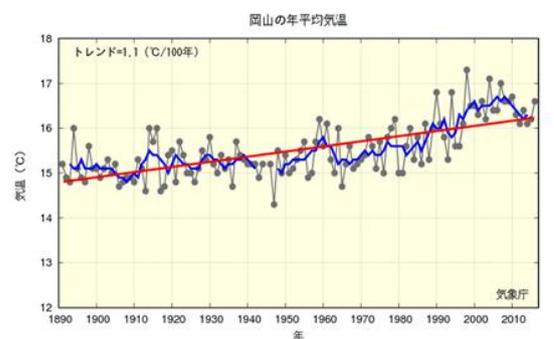


図 岡山地方気象台における平均気温の推移

提供:岡山地方気象台

※IPCC：気候変動に関する政府間パネル（国連組織） ※RCPシナリオ：温室効果ガス濃度等の変化を示したシナリオ

計画の基本的事項/温室効果ガス排出量の現況

計画の目的・位置づけ・計画期間等

目的	本計画は、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにするとともに、県民、事業者、行政といった各主体が取り組むべき行動を示すことにより、それぞれの役割に応じた対策を積極的に実践し、一丸となって地球温暖化防止に取り組むことを目的として策定するものです。
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画」 ・「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」の地球温暖化対策を計画的・体系的に実施するための計画
計画期間	2011（平成23）年度から2030（平成42）年度まで
対象ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に規定する7ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）

温室効果ガス排出量の現況

- ・ 県内の 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量は、5,364 万トン（二酸化炭素換算）であり、前計画の基準年度（1990（平成 2）年度）比で 11.8%増加しています。
- ・ 県内の温室効果ガス排出量の 97.8%を占める二酸化炭素については、基準年度比 12.6%増加（588 万トン増加）しています。

<各部門別の現況（1990 年度比）>

- ・ 産業部門：2.1%増（67 万トン増）
- ・ 家庭部門：71.6%増（177 万トン増）
- ・ 業務部門：54.9%増（148 万トン増）
- ・ 運輸部門：4.8%増（20 万トン増）
- ・ エネルギー転換部門：
89.8%増（216 万トン増）

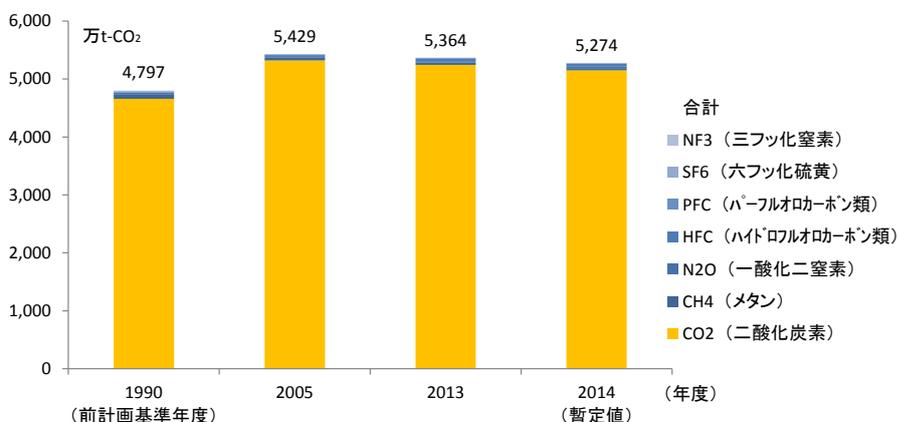


図 県内の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標

国の地球温暖化対策計画の目標を本県に当てはめ、さらには本県の独自対策の検討結果に基づき、本県では、2030（平成 42）年度の目標値（及び中間点として 2020（平成 32）年度の目標値）を以下のように設定します。

なお、長期目標については、国の長期目標（80%削減）を目指すべき方向性として考慮します。

中期目標 2030 年度に 2013 年度比 17.7%削減
(2020 年度に 3.6%削減)

<各部門別の削減目標（2013 年度比）>

※()は 2020 年度の削減目標

- ・ 産業部門：▲ 6.5% (▲0.6%)
- ・ 家庭部門：▲39.3% (▲4.0%)
- ・ 業務部門：▲39.8% (▲4.1%)
- ・ 運輸部門：▲27.6% (▲2.7%)
- ・ エネルギー転換部門：
▲27.6% (▲2.9%)
- ・ その他：▲10.2% (▲1.1%)

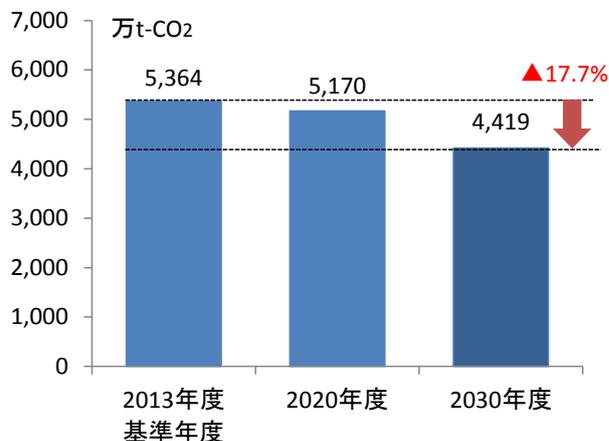
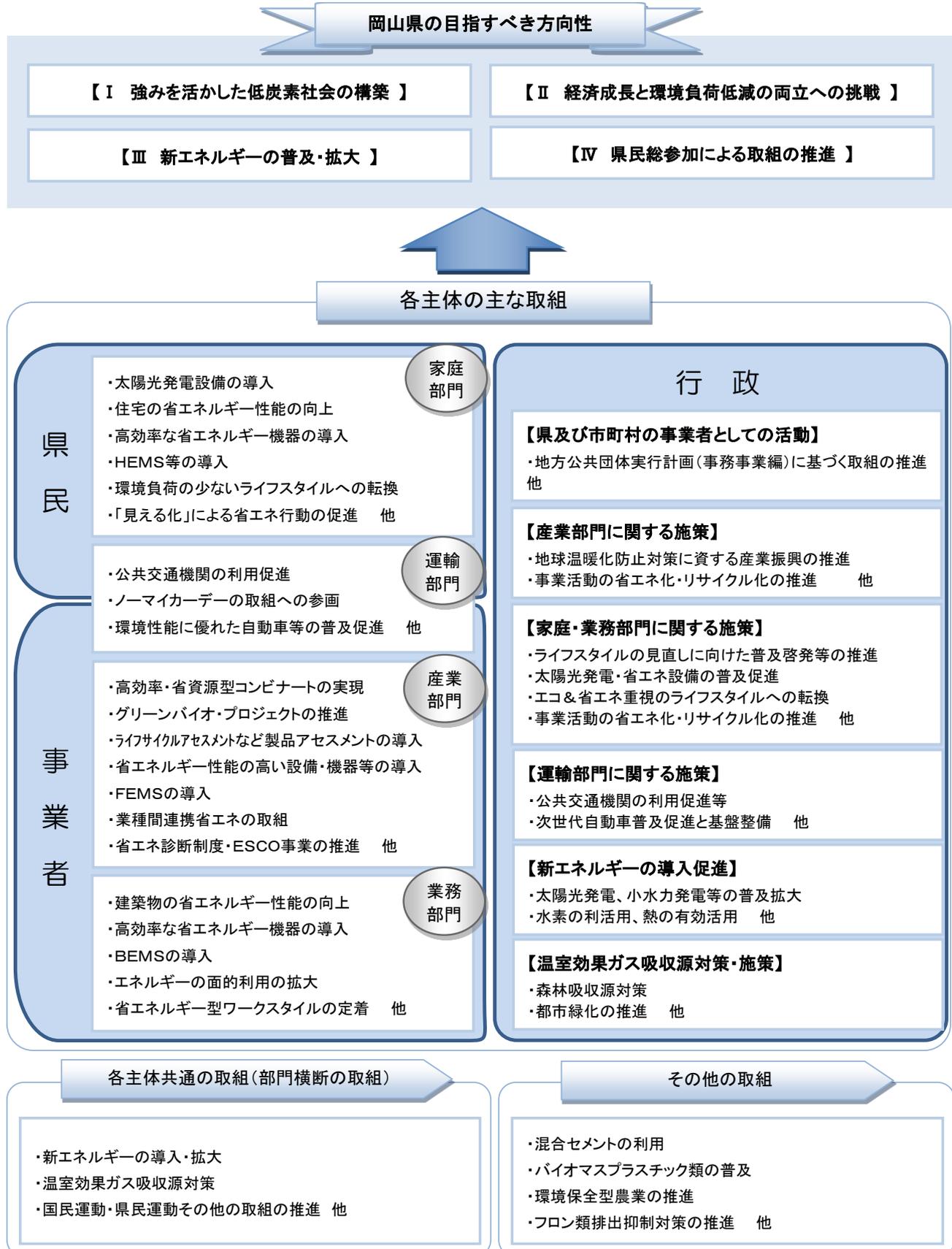


図 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

各主体の具体的な地球温暖化防止行動

具体的な行動として、全国的に進めていく各種の地球温暖化防止施策のほか、本県の地域特性や実情を踏まえ、また強みを活かし、4つの目指すべき方向性に沿った施策を展開していく必要があります。

本計画では、その実現方策として、各主体の連携のもとで様々な施策を産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などの各部門にわたって展開していきます。



各主体の役割

県民

県民一人ひとりが地球温暖化対策への関心と理解を深め、日常生活において、賢い消費者としてあらゆる場面で環境負荷の少ない製品・サービス・行動を選択し、資源やエネルギーを大量消費する生活様式から、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に努めます。

また、国、県及び市町村等が実施する地球温暖化対策への取組に、積極的に参加・協力することに努めます。

事業者

各事業者が地球温暖化対策への関心と理解を深め、事業活動において、適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を積極的に実施し、環境負荷の少ないワークスタイルへの転換に努めます。また、低炭素型製品の開発等他の主体の温室効果ガスの排出抑制等の取組に寄与するよう努めます。

また、国、県及び市町村などが実施する地球温暖化対策への取組に、積極的に参加・協力することに努めます。

市町村

地域における最も身近な自治体として、地域住民や事業者に対し地球温暖化対策の普及啓発を進めるとともに、当該市町村区域内の自然的・社会的特性を活かしながら、地球温暖化防止につながる取組の制度化や実践行動への支援、地域への新エネルギーの導入・拡大等を積極的に行います。

また、自らの事務事業の執行にあたって、地球温暖化対策の率先した取組に努めます。

県

県内の地球温暖化対策の推進に向けて、県民及び事業者に対する普及啓発を進めるとともに、本県の自然的・社会的特性を活かしながら、地球温暖化防止につながる取組の制度化のほか、実践行動や地域への新エネルギーの導入・拡大に対する支援など総合的な施策を積極的に行います。

各種施策は、市町村はもとより、環境NPOその他関係団体との連携・協働により推進します。

また、自らの事務事業の執行にあたって、地球温暖化対策の率先した取組に努めます。

気候変動の影響への適応

「適応」の必要性

IPCC 第5次評価報告書によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

この気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して調整を行う「適応」を進めることが求められています。

適応の進め方

気候変動の影響の内容や規模、及びそれに対する脆弱性は、影響を受ける側の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等も地域特性により異なります。

本県においては、下記の流れにより、適応を進めていくこととします。

- (1) 現在の気候変動の状況とその影響の整理
- (2) 将来の気候変動の状況とその影響予測の整理
- (3) 既存施策における気候変動影響への対応等の整理
- (4) 気候変動影響の評価
- (5) 適応策の取りまとめ
- (6) 県民等との情報共有

気候変動は様々な分野に影響を及ぼし、適応の取組は多岐にわたることから、関係部局が連携し、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。このため、既存の庁内連携組織等を活用し、適応について情報共有を図り、検討を行う体制を整えることとします。

計画の推進体制・進捗管理

- 計画の推進にあたっては、県民団体や事業者団体、行政が協働して地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に取り組むことを目的に設立された「エコパートナーシップおかやま」や環境NPO等とも連携し、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。
- 本計画で掲げている中期目標の達成に向けた進捗管理は、県における温室効果ガス排出量を経年的に把握することに加え、本計画に盛り込まれた施策等の対策評価指標の実績値を確認することにより実施します。
- 計画の進捗点検については、学識経験者や県民、事業者、行政の各種団体等の推薦する者を委員として地球温暖化防止プロジェクト推進のために設置された「岡山県地球温暖化防止プロジェクト推進会議」において行うこととし、県で把握可能な行政主体の取組のほか、県民や県内事業者が自主的に実践している取組についても可能な範囲でフォローするよう努めます。

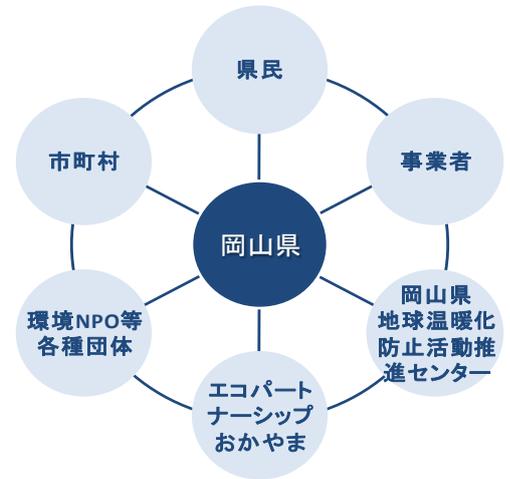


図 推進体制のイメージ



図 進捗管理のイメージ